議案第４８号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和２年６月８日提出

天理市長　並　河　　健

１　放棄する権利の概要

奈良地方裁判所平成４年（行ウ）第５号、同第１４号損害賠償代位請求事件、大阪高等裁判所平成７年（行コ）第５３号、同第５４号損害賠償代位請求控訴事件及び最高裁判所平成１０年（行ツ）第２７８号事件に係る損害賠償金１，２５０，８５５，４４６円のうち３１２，７１３，８６１円とこれに対する平成４年６月２４日以降の民法所定の法定利率による遅延損害金から本市の回収金を除いた残金に対する支払請求権

２　相手方

[redacted]

３　放棄の理由

令和２年第１回天理市議会定例会の議案第３１号「損害賠償請求権に係る和解について」の議決を経て締結した和解契約について、相手方より同契約の和解条項に基づいた債務の履行があったことから、同条項に基づき当該支払請求権を放棄するもの。